

北海道告示第11320号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和3年10月22日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>1 ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ交通需要の喚起と道内周遊の促進を図るため、交通事業者による割引の乗り放題乗車券やプレミアム付き乗車回数券等の発行及び販売について、予算の範囲内において、利用者への割引額又は利用者に付与した上乗せ額等を補助する。</p>	<p>鉄道事業者（道内路線を運行する者に限る。）、（一社）北海道バス協会、（一社）北海道ハイヤー協会、一般旅客定期航路事業者（道内離島航路を運航する者に限る。）及び航空事業者（道内航空路を運航する者に限る。）とし、公営企業を運営する者を除く。</p>	<p>1 割引乗車券等の販売に際し、購入者に対して割引した額。ただし、令和4年2月28日までの販売分に限る。</p> <p>2 割引乗車券等の販売に際し、購入者に付与した上乗せ額。ただし、令和4年2月28日までの販売分に限る。</p> <p>3 割引乗車券等の発行に必要な印刷製本に要する経費</p> <p>4 割引乗車券等の販売に必要な広告宣伝に要する経費</p> <p>5 割引乗車券等の販売の外部委託に要する経費</p> <p>6 その他知事が適当と認める経費</p> <p>7 交通事業者が実施するぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業に要する上記1から6までの対象経費に対して補助対象者が補助する場合における当該補助に要する額</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する書類</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>	<p>—</p>	

<p>2 地域交通支援事業補助金 広域バス路線は、国、道、市町村、交通事業者等が分担・協調しながらその維持に努めているところであるが、利用促進や生産性向上に向けた取組を十分に実施しても路線の見直しをせざるを得ない状況があることを踏まえ、地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、地域における利用実態を踏まえた移動手段の検討に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>補助事業を実施する市町村又は活性化法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）第6条に規定する協議会をいう。以下同じ。）。 なお、複数の市町村が連携して補助事業を実施する場合は、代表する一の市町村を定め、補助事業者とする。</p>	<p>補助対象経費は、実証運行の実施のために必要な経費であって、「旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書類の記載等に際しての留意点等について」（平成14年5月23日付国自旅第31号国土交通省自動車局長から各地方運輸局自動車（第一）部長・沖縄総合事務局運輸部長あて通達。以下「国通達」という。）において一般旅客自動車運送事業損益明細表に営業費用として計上されるべき次の(1)及び(2)に掲げる経費とする。ただし、人件費は、補助事業に直接従事する従業員等に対して支払う給与・賃金等に限る。</p> <p>(1) 運送費 人件費、燃料油脂費、修繕費、減価償却費、保険料、施設使用料、自動車リース料、施設賦課税、事故賠償費、道路使用料、その他経費</p> <p>(2) 一般管理費 人件費、その他経費</p>	<p>10/10以内 ただし、1件につき3,557千円以内であって予算の範囲内の額</p>	<p>要綱別記第1号様式 総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>	<p>—</p>	
--	--	--	---	--	--	--	----------	--